

2023年1月20日

各位

東京東信用金庫

融資金期限前返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお詫びとお知らせ

今般、当金庫が取り扱っている融資金期限前返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）につきまして、消費税が不課税であるにも関わらず、お客さまに消費税相当分をお支払いいただいていることが判明いたしました。

これを受け、当金庫では、本手数料をいただいたお客さまを対象に改めて正しい手数料を計算し、誤って多くいただいていた金額に、お支払い日から経過日数に応じた法定利息年3%（お支払い日が2020（令和2）年3月31日以前の場合は年5%）を加えてご返還させていただきますことといたしました。

お客さまには大変なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

当金庫が上記の融資金期限前返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）の取り扱いを開始した、2004（平成16）年10月12日から2022（令和4）年9月30日の間に該当する融資を全額または一部繰上げ返済し、本手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）にかかる消費税をお支払いいただいたお客さまとなります。

なお、定額の融資金期限前返済手数料をお支払いいただいたお客さまにつきましては、繰上げ返済額に関係なく、今回の消費税の返還対象ではございません。

2. お客さまへの対応

対象となるお客さまに対して、2023（令和5）年1月20日から個別にご案内を送付のうえ、ご返還額の明細をお知らせするとともに、2月17日にお取引口座へご入金いたします。

3. 今後の対応と再発防止策

当金庫では、これまでも金融取引にかかる消費税の取り扱いについては、適切に処理するように努めてまいりましたが、今回の事象を重く受け止め、課税、非課税、不課税の別についてその解釈に疑義が生じた場合には、上部団体や税務署等に照会のうえ、適切に処理するよう徹底してまいります。

4. 本件に関するお問い合わせ先

東京東信用金庫本部：経営企画室 電話：03-5610-1115

受付時間：平日の9時から17時

以上